

放送日： 平成 20 年 9 月 16 日
タイトル： ジェネリック医薬品について（第 3 回）
担当者： 薬剤師 築山 千裕

公立甲賀病院、薬剤師の築山と申します。

ジェネリック医薬品について 3 回シリーズでお届けしております最終回の今回は、ジェネリック医薬品はどこで、どのようにして処方してもらえるのかについてお話しさせていただきます。

病院などで診察を受けた時に薬が必要であれば、処方箋を医師が発行します。この処方箋には 2 種類あり、その病院内でしか使えない院内処方箋と、日本全国の調剤薬局で使える院外処方箋とがあります。病院内でしか使えない院内処方箋は、ジェネリック医薬品か先発医薬品かにかかわらず、その病院で取り扱っている薬しかもらうことが出来ません。それに対し、院外処方箋では、処方箋に書かれている薬品は勿論のこと、1 つの薬品にいくつかのジェネリック医薬品がある場合、医師・薬剤師と相談して選ぶことが可能です。ここが病院でしか使えない院内処方箋との違いです。

では次に、病院で取り扱われていないジェネリック医薬品を処方してもらうにはどのようにすれば良いのかご紹介いたします。

院内処方箋は、その病院で採用されている薬しか処方することはできませんので、まずは診察の時に「ジェネリック医薬品にしてほしい」と医師にお伝え下さい。そして医師がジェネリック医薬品を処方することに同意され、受診された病院にジェネリック医薬品が採用されていないようでしたら、院外処方箋を貰っていただくこととなります。次に、その院外処方箋を調剤薬局に持っていき、ここでも「ジェネリック医薬品にしてほしい」と薬剤師にお伝え下さい。そこで調剤薬局の薬剤師と相談して最終的な薬品の種類を決めることとなります。

院外処方箋は「処方箋受付」という看板をかかげている調剤薬局であれば、日本全国どこでも利用可能です。ただし、院外処方箋には有効期限があり、処方日を含めて 4 日以内となっていますので、ご注意ください。これで、無事ジェネリック医薬品が手元に届くこととなります。また、院外処方箋を利用される場合は、かかりつけの薬局を 1 つ決めておかれることをおすすめします。1 つの薬局に決めておくことで、いくつかの病院や診療所で処方される薬がある場合、飲み合わせの悪い薬や、働きの重なっている薬が無いか、などをチェックしてもらうことができるからです。もしも、2 ヶ所以上の薬局で薬をもらえる場合は、お薬の書いた手帳や記録などを見せて、ご自分の飲まれている薬、全てを、漏らすことなく薬剤師に伝えることが大切です。

以上、3 回シリーズでお伝えしましたジェネリック医薬品について、皆さんご理解いただけましたか？院外処方箋によりお薬をもらえる場合には、先ず、かかりつけの調剤薬局を見つけることから始めてみてください。そして、この放送がジェネリック医薬品について理解を深めて頂くきっかけになれば幸いです。ありがとうございました。